

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本養成所は、教育基本法及び学校教育法並びに児童福祉法の理念に則り、誠実で有為な幼稚園教員、保育士を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本養成所は、その教育の一層の充実を図り、本養成所の目的及び社会的使命を達成するため、本養成所における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本養成所は、自己評価結果を踏まえ、本養成所の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は別に定める。

(名 称)

第 3 条 本養成所は、竹早教員保育士養成所と称する。

(位 置)

第 4 条 本養成所の位置は、東京都文京区小石川4丁目1番20号とする。

第2章 組織編成、学生定員及び修業年限

(組織編成)

第 5 条 本養成所は、その目的を達成するため幼児教育専門課程の昼間学科、幼稚園教員・保育士科を置く。

(学生定員)

第 6 条 本養成所の学生の入学定員は、次のとおりとする。

課 程	区分	学 科	入学定員	一学年の 学級数	総定員
幼児教育専門課程	昼間	幼稚園教員・保育士科	120人	3学級	240人

(修業年限)

第 7 条 本養成所の修業年限は2年とする。

- 2 学生は、4年を超えて在学することはできない。ただし、休学期間は含まない。

第3章 職員組織及び職員会

(職員組織)

第 8 条 本養成所に次の職員を置く。

- (1) 所 長
- (2) 副所長
- (3) 教務部長
- (4) 学生部長
- (5) 教 員 (専任・兼任)
- (6) 事 務 長
- (7) 事務主事

2 本養成所には、前項のほか必要な職員を置くことができる。

3 職員は、学校法人竹早学園理事長がこれを任命する。

(職員の職務)

第 9 条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 副所長は、所長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 教務部長・学生部長は、所長及び副所長を補佐し、担当校務を整理する。
- (4) 教員は、学生の教育をつかさどり、上司の命を受けて校務を分掌する。
- (5) 事務長は、庶務・会計をつかさどる。
- (6) 事務主事は、事務長の指示により校務・会計事務に当たる。

2 前項の職務及び校務の分掌の細目については、所長が定める。

(職員会)

第10条 本養成所に、第8条第1項第1号から第6号までに掲げる職員をもって組織する職員会を置く。ただし第4号教員の兼任は除く。

2 職員会は、所長が議長となり、次の事項を協議するものとする。

- (1) 学生の教育、補導に関すること。
- (2) 学生の研究及び教育の向上に関すること。
- (3) 教育上必要な施設、設備に関すること。

- (4) 学習の評価、課程修了の認定に関する事。
- (5) 入学、退学、転学、休学に関する事。
- (6) 学生の進退、賞罰に関する事。
- (7) 校舎、施設、設備の管理に関する事。
- (8) その他所長が必要と認める事項に関する事。

第4章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第11条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第12条 学年を分けて、次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第13条 休業日（授業を行わない日をいう。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日（学校行事日を除く）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 開校記念日（10月5日）
- (4) 夏季休業 8月1日から8月31日まで
- (5) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (6) 春季休業 3月26日から3月31日まで

2 所長は、非常変災その他やむ得ない事情がある場合、又は教育上必要があると認める場合には、前項に定める休業日のほかに臨時に休業日を設け、又は前項に定める休日を授業日とし、これに替えて授業日を休業日とすることができる。

第5章 教育課程、授業の方法及び卒業の要件等

(教育課程)

第14条 本養成所の教育課程は、教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則の規定により授業科目を開設し、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 前項に規定する幼稚園教員・保育士科の授業科目の名称及び単位は、別表第1のとおりとする。

(授業の方法)

第15条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

(授業期間)

第16条 1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(単 位)

第17条 第14条第2項に規定する授業科目に対する単位数は、短期大学設置基準によるものとし、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、1コマ90分、15回以上の授業をもって2単位とする。
- (2) 演習については、1コマ90分、15回以上の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習（教育実習・保育実習を除く）及び実技については、1コマ90分、15回以上の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 教育実習・保育実習については、総時間数45時間をもって1単位とする。

(単位の認定)

第18条 単位修得の認定は、当該課程の単位として定めた授業時数の5分の4以上出席した者に、学力試験の成績、平素の学習状況を総合評価して与えるものとする。

- 2 評価は、優・良・可・不可をもって表し、優・良・可を合格とする。
- 3 病気その他やむを得ないと認められる事由により、試験を受けることができなかった者が、所定の手続きに従って願い出たときは、追試験を行うことができる。

(卒業の要件)

第19条 学生が、本養成所の課程を修了するには、2年以上在学し、次に定める課程の修了に必要な総授業時数を履修し、規定の単位を修得しなければならない。

学 科	必修科目	選択科目	総授業時数
幼稚園教員・保育士科	76単位	11単位以上	2,280時間以上

第6章 入学、退学、転学、休学及び卒業の認定等

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第21条 入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校、もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 文部科学大臣の定めるところにより前項(1)(2)と同等以上の学力があると認められた者。
- (4) 専修学校において、個別の入学審査により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもので、18歳に達した者

(入学志願手続)

第22条 入学を志願する者は、入学願書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類及び第33条に規定する入学選考料を添えて、所定の期日までに所長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校の卒業証明書又は前条第2号ないし第5号の一に該当することを証する書類
- (2) 最終出身学校の調査書(別記第2号様式)
- (3) 健康診断書(別記第3号様式)

(入学の許可)

第23条 入学は、学力及び面接の成績、調査書その他必要な書類等を資料として行う選考に基づいて、所長が許可する。

(入学の手続き)

第24条 入学を許可された者は、所定の期日までに保証人と連署の誓約書(別記第4号様式)に第33条に規定する入学金・授業料を添えて、所長に提出しなければならない。

(保証人)

第25条 前条の保証人は、2人とし、独立の生計を営む成年の者で、かつ、その責務を負うことのできる者でなければならない。

- 2 保証人を変更したときは、速やかに保証人変更届(別記第5号様式)を提出しなければならない。

(退 学)

第26条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ、退学願(別記第6号様式)を所長に提出し、許可を得なければならない。

(他の学校への転学)

第27条 他の学校に転学しようとする者は、保証人と連署のうえ、その理由を記載した願書を所長に提出し、許可を受けなければならない。

(休 学)

第28条 学生は、疾病その他の理由により引き続き1月以上にわたって修学することができない場合には、保証人と連署のうえ、休学願(別記第7号様式)を所長に提出し、許可を受けて休学することができる。

2 前項の休学の願い出が、疾病を理由とする場合にあっては、医師の診断書を提出しなければならない。

3 休学の期間は1年を超えることができない。

(復 学)

第29条 休学の期間中に休学の理由がなくなったときは、所長の許可を受けて復学することができる。ただし、疾病を理由とする休学にあっては、医師の診断書を提出して願い出なければならない。(復学願 別記第8号様式)

(除 籍)

第30条 学生が次の各号の一に該当する場合、所長はこれを除籍することがある。

(1) 心身の故障により成業の見込みのない者

(2) 授業料を正当な理由がなく、所定の納期を1月以上経過し、督促を受けてもなお滞納している者

(3) 第7条に規定した在学年限を超えた者。

(卒業の認定・称号の授与等)

第31条 所長は、本養成所に2年間以上在学し、かつ第19条に規定する卒業の要件を充たした者について、職員会の議を経て卒業の認定を行う。

2 所長は、前項の規定により卒業の認定を行った幼稚園教員・保育士科修了者には卒業証書、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号(別記第9号様式)、指定保育士養成施設卒業証明書(別記第10号様式)を授与する。

第7章 科目等履修生

(科目等履修生)

第32条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障のない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第8章 入学選考料、入学金、授業料その他の費用の徴収等

(授業料等の金額等)

第33条 授業料等の金額は、次のとおりとする。

学 科	入学選考料	入学金	授業料	施設設備費
幼稚園教員・保育士科(1年次)	20,000 円	250,000 円	560,000 円	240,000 円
幼稚園教員・保育士科(2年次)			560,000 円	240,000 円

2 授業料は、前期分、後期分の2期に分けそれぞれ所定の期日までに納入しなければならない。

3 納入済みの入学選考料、入学金は返還しない。ただし、3月31日までに入学辞退の意思表示があった場合は、納入済みの授業料、施設設備費は返還する。

4 休学期間中の授業料の納入はこれを免ずる。

(実験実習費)

第34条 実験、実習に必要な費用の徴収については、別に定める。

(授業料の減免)

第35条 成績優秀な者であって、やむを得ない事情により学費の支弁困難な者に対しては、授業料を免除し、又は学費を貸与することがある。

2 休学期間中を除き3年以上在籍する者に対しては授業料を減免することができる。なお減免の金額については別に定める。

第9章 賞 罰

(表 彰)

第36条 所長は、学生が表彰に値する行為を行い、他の模範とするに足りると認めるときは、職員会に諮ってこれを表彰することがある。

(懲 戒)

第37条 所長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対して懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められた者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第10章 寄 宿 舎

第38条 寄宿舍に関する規則及び費用の徴収については、別に定める。

第11章 補 則

第39条 この学則の施行について必要な細則は、所長が別に定める。

2 別記第1号様式より第10号様式までは、細則によってこれを定める。

附 則（昭和52年4月1日改正）

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、

- 1 第18条については、昭和52年度以前の入学者が卒業するまで、従前の学則によるものとする。
- 2 第31条については、昭和51年度入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（昭和53年4月1日改正）

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

ただし、第31条については、昭和52年度入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（昭和55年4月1日改正）

この改正は、昭和55年4月1日から施行する。

ただし、第31条については、昭和54年度入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（昭和56年4月1日改正）

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。

ただし、第31条については、昭和55年度入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（昭和58年4月1日改正）

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

ただし、第31条については、昭和57年度入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（昭和59年4月1日改正）

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日改正）

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

ただし、第31条については、昭和61年度入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成2年4月1日改正）

この改正は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、平成元年度入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成3年10月1日改正）

この改正は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成5年10月1日改正）

この改正は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日改正）（授業料等の改定）
 この改正は、平成6年4月1日から施行する。
 ただし、第31条については、平成5年度入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成6年4月1日改正）（専門士付与の要件）
 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月1日改正）（幼稚園教員・保育科の設置）
 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
 ただし、平成6年度入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成7年3月1日改正）（幼稚園教員科の修了者に専門士の称号の付与・科目等履修生）
 この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月1日改正）（幼稚園教員・保育科の修了者に専門士の称号の付与）
 この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月2日改正）（授業料等の改定）
 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
 ただし、平成9年度入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成10年7月1日改正）（入学定員の変更）
 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
 2 第6条の規定にかかわらず、平成11年度については各学年の定員は次のとおりとする。

課 程	部	学 科	第1学年	第2学年	合 計
幼児教育専門課程	第1部	幼稚園教員・保育士科	100	50	150
		幼稚園教員科		50	50
	第2部	幼稚園教員科	100	100	200

3 附則第1項の規定にかかわらず、平成10年度の入学者の授業科目は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成 10 年 9 月 19 日改正）（教員養成機関の指定・名称変更）

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附則第 1 項の規定にかかわらず、平成 10 年度以前の入学者の授業科目は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日改正）（入学定員の変更）

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附則第 1 項の規定にかかわらず、平成 12 年度以前の入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日改正）（教育課程・授業料等の改定）

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附則第 1 項の規定にかかわらず、平成 13 年度以前の入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日改正）

（幼稚園教員科廃止に伴う専門士の称号付与、中止）（休業日の変更）

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 12 月 1 日改正）

（入学資格の改定・指定保育士養成施設卒業証明書の交付）

- 1 この学則は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日改正）

（学生定員、休業日、単位、授業料等の金額等、学則別表第 1 教育課程の変更）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日改正）

（学則別表第 1 教育課程の変更）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日改正）

（職員会、単位の認定、卒業の要件、入学資格、卒業の認定・称号の授与等、学則別表第 I 教育課程の変更）

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附則第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年度以前の入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日改正）

（授業料の減免の変更）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 1 日改正）

（職員組織、職員の職務、授業料の納入期日、別記様式番号の変更）

- 1 この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

（授業料等の金額等、自己点検・評価、卒業の要件、別表第 1 の変更）

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附則第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年度以前の入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

（授業料等の金額等の変更）

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附則第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年度以前の入学者は、従前の学則によるものとする。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日改正）

（職員組織、職員職務の変更）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日改正）

（卒業の要件・学則別表第 1 教育課程の変更）

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附則第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年度以前の入学者は、従前の学則によるものとする。

教 育 課 程

〔学則別表第1〕
 幼児教育専門課程 幼稚園教員・保育士科

区分		開設科目名	授業の方法	必修・選択の別	単位数	授業時数	卒業必要時数 (単位数)	
幼	保							
6法教育 6施行 6条の 6に 定める 科目 に 関する 科目	教養科目	共 日本国憲法	講義	必修	2	30	30 (2)	
		共 保健体育 I	講義	必修	1	30	30 (1)	
		共 保健体育 II	実技	必修	1	30	30 (1)	
		共 情報機器の操作	演習	必修	2	60	60 (2)	
		共 英語コミュニケーション	演習	必修	2	60	60 (2)	
		保 言語教育	講義	選択	2	30	1科目選択 30 (2)	
保 国語表現	講義	選択	2	30				
保 生活科学	講義	選択	2	30				
領域及び 保育内容 の指導法 に関する 科目	告示別表1による 教科目	共 子どもと健康	演習	必修	1	30	30 (1)	
		共 子どもと人間関係	演習	必修	1	30	30 (1)	
		共 子どもと環境	演習	必修	1	30	30 (1)	
		共 子どもと言葉	演習	必修	1	30	30 (1)	
		共 子どもと表現	演習	必修	1	30	30 (1)	
		共 健康指導法	演習	必修	1	30	30 (1)	
		共 人間関係指導法	演習	必修	1	30	30 (1)	
		共 環境指導法	演習	必修	1	30	30 (1)	
		共 言葉指導法	演習	必修	1	30	30 (1)	
		共 表現指導法A	演習	必修	1	30	30 (1)	
		共 表現指導法B	演習	必修	1	30	30 (1)	
		共 保育内容総論	演習	必修	1	30	30 (1)	
		保 子育て支援	演習	必修	1	30	30 (1)	
		保 乳児保育 I	講義	必修	2	30	30 (2)	
		保 乳児保育 II	演習	必修	1	30	30 (1)	
		保 子どもの健康と安全	演習	必修	1	30	30 (1)	
		保 社会的養護 II	演習	必修	1	30	30 (1)	
		告示別表2による 教科目	保 音楽表現	演習	選択	2	60	1科目選択 60 (2)
	保 造形表現		演習	選択	2	60		
	保 身体表現		演習	選択	2	60		
	保 児童文化A		演習	選択	2	60	1科目選択 60 (2)	
	保 児童文化B		演習	選択	2	60		
	保 保育教材研究		演習	選択	2	60		
	教育の基礎的 理解に 関する 科目	告示別表1 による 教科目	共 保育カリキュラム論	講義	必修	2	30	30 (2)
			共 特別支援保育	演習	必修	2	60	60 (2)
			共 教育原理	講義	必修	2	30	30 (2)
		告示別表1による 教科目	共 保育者論	講義	必修	2	30	30 (2)
			幼 教育経営	講義	必修	2	30	30 (2)
			保 保育原理	講義	必修	2	30	30 (2)
			保 子ども家庭福祉	講義	必修	2	30	30 (2)
			保 社会福祉	講義	必修	2	30	30 (2)
			保 子ども家庭支援論	講義	必修	2	30	30 (2)
			保 社会的養護 I	講義	必修	2	30	30 (2)
			共 発達心理学 I	講義	必修	2	30	30 (2)
			保 子ども家庭支援の心理学	講義	必修	2	30	30 (2)
			保 子どもの保健	講義	必修	2	30	30 (2)
保 子どもの食と栄養			演習	必修	2	60	60 (2)	
告示別表2 による 教科目			保 発達心理学 II	演習	選択	2	60	1科目選択 60 (2)
			保 臨床心理学A	演習	選択	2	60	
			保 臨床心理学B	演習	選択	2	60	
教育実践に 関する 科目			告示別表1による 教科目	共 子ども理解の理論と方法	演習	必修	1	30
	幼 幼児教育方法論	講義		必修	2	30	30 (2)	
	幼 教育相談論	演習		必修	2	60	60 (2)	
	告示別表2による 教科目	幼 教育実習指導	演習	必修	1	30	30 (1)	
		幼 教育実習	実習	必修	4	180	180 (4)	
		保 保育実習指導 I	演習	必修	2	60	60 (2)	
		保 保育実習 I	実習	必修	4	180	180 (4)	
		保 保育実習指導 II	演習	選択	1	30	1科目選択* 30 (1)	
		保 保育実習指導 III	演習	選択	1	30		
		保 保育実習 II	実習	選択	2	90	1科目選択* 90 (2)	
		保 保育実習 III	実習	選択	2	90		
		共 保育・教職実践演習	演習	必修	2	60	60 (2)	
大学が独自に 設定する 科目	幼 音楽 I	演習	必修	2	60	60 (2)		
	自然体験	実習	必修	1	30	30 (1)		
	体育	演習	必修	1	30	30 (1)		
計	必修科目授業時数					1950	1950時間	
	選択科目授業時数					870	330時間	
	必修総単位数				76		76単位	
	選択総単位数				30		11単位	

◇選択科目の履修方法 2年以上在学し、330時間以上（11単位以上）履修するものとする。

*保育実習については、保育実習Ⅱを選択する場合は保育実習指導Ⅱを選択する。保育実習Ⅲにおいても同様とする。

卒業に必要な単位数及び総授業時数	必修単位	選択単位	卒業単位	総授業時数
	76単位	11単位以上	87単位以上	2280時間以上